

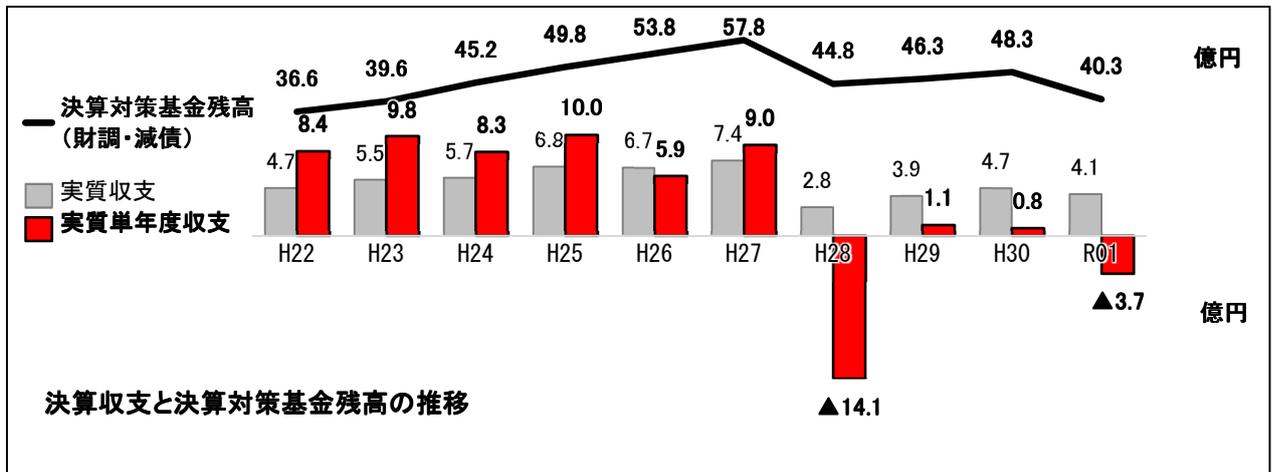
令和3年度 高知市予算編成方針の概要

令和2年10月16日
財務部

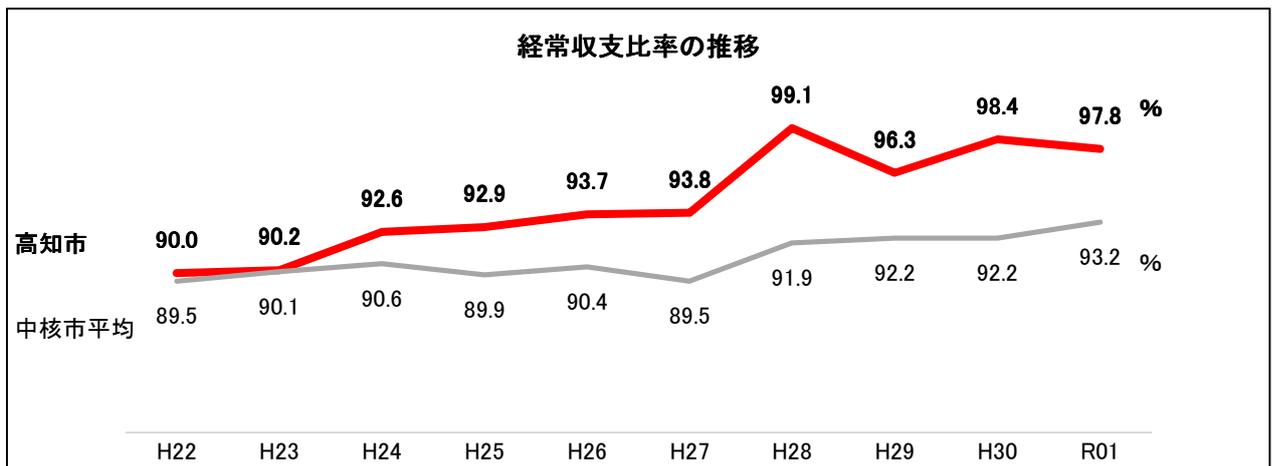
1 高知市を取り巻く財政環境と予算編成の基本方針

(1) 予算編成方針の考え方

- 令和元年度一般会計決算は、市税や地方消費税交付金が当初の想定ほどは伸びず、厳しい財政収支となり、財政調整基金^{※1}を3億円、減債基金^{※2}を7億5千万円、合わせて10億5千万円と多額の基金を取り崩したことにより、4億円程度の実質収支^{※3}黒字を何とか確保しましたが、前年度の黒字や基金の取崩しなどを含まない実質単年度収支^{※4}は3億6千万円余りの赤字となるなど、厳しい内容となりました。



- また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率^{※5}は97.8%となり、平成30年度と比べて0.6ポイント減少し、若干数値は改善しましたが、実質公債費比率^{※6}は14.2%で中核市ワースト2位、将来負担比率^{※7}は180.2%で中核市ワースト1位となるなど、依然として厳しい財政状況が続いています。



- ・ 本市財政の課題である公債費負担については、令和元年度に実施した縁故債の借換効果などにより、今後一定期間減少することが見込まれますが、オーテピアや給食センターのほか、新庁舎の供用開始に伴うランニングコストの増加や子育て支援の充実、高齢化の進展等に伴う扶助費、繰出金の増加が見込まれています。
- ・ 加えて、新型コロナウイルスの影響により、市税をはじめとする歳入の落ち込みが想定されるなど、財政状況は極めてひっ迫することが予測されます。
- ・ こうした財政状況の中、具体的な一般財源の推計は、本年12月の地方財政対策[※]を待たなければなりません。令和3年度予算編成方針としましては、SDGsの考え方を踏まえ、誰一人取り残さない「高知市型共生社会の実現」に取り組むとともに、新型コロナウイルス対策や「高知市総合計画後期基本計画」に基づく「第1次実施計画」に記載された施策を着実に推進することとします。

(2) 高知市を取り巻く財政環境

- ・ 県内の経済情勢は、日本銀行高知支店から9月に公表された高知県金融経済概況において、個人消費・観光は持ち直しの動きがみられるものの、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、弱い動きが続いている」との判断が示され、先行きについては、「強い下押し圧力のもとで安定性に乏しい状態が当面続く可能性もあり、今後とも、新型コロナウイルス感染症の動向や、県内の企業収益、雇用・所得などに与える影響を注視していく必要がある」と報告されています。
- ・ また、高知労働局から今月2日に発表された8月分の「高知県の雇用失業情勢」では、有効求人倍率は0.92倍となり、雇用失業情勢は「一部に持ち直しの兆しがみられるものの、なお弱い動きの中にあり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある」との見方が示され、個人市民税や法人市民税に与える影響が懸念されるとともに、全市的な地価の下落や来年度の評価替えに伴い、固定資産税の減収が見込まれるなど、市税収入の確保が困難な状況です。
- ・ 国においては、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で、「デジタル化の推進」や「防災・減災、国土強靱化対策」などを柱に掲げ、新型コロナウイルス対策や経済活動の両立に向けて、感染防止対策を講じながら経済活動を段階的に引き上げるとともに、PCR検査能力の拡充や医療提供体制を充実させることなど、感染流行に備えた体制強化を進めることとしています。
- ・ 特に、デジタル化の推進については、行政分野での取組が遅れているとの認識の下、内閣官房に民間の専門家と関係省庁で構成する新たな司令塔機能を設け、今後1年間で集中的に取り組むこととされ、テレワークの定着を図るための数値目標を設定し、「新たな日常」の実現に向け、柔軟な働き方を選択できる環境整備を進める方針などが打ち出されています。

- また、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が感染拡大防止や地域経済の活性化などの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方針が示されています。
- この方針を踏まえ、9月30日に総務省が公表した令和3年度地方交付税の概算要求においては、国税及び地方税の減収を背景に、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債は、対前年度比3兆7千億円増額することとされており、増加を続ける社会保障関係費や新型コロナウイルス対策に必要な財政需要が適切に措置されるかについて、国の予算編成の動向を注視する必要があります。
- 加えて、骨太の方針2020では、国の全世代型社会保障検討会議での議論等を踏まえ、後期高齢者の医療費窓口負担を2割とすることなど、社会保障給付と負担の在り方を含めた方向性が取りまとめられる予定となっていました。新型コロナウイルスの影響により報告が延期されたことから、今後の動向に十分留意する必要があります。

(3) 予算編成の基本方針

- 国の地方財政対策の動向は不透明な部分が多く、前記の経済情勢から、市税収入をはじめとする歳入の確保が懸念されるとともに、歳出面においては、扶助費の増加に加えて、新庁舎の供用開始等に伴うランニングコストや学校教育の充実に伴う物件費の増加も見込まれます。
- 平成31年3月に策定した「高知市財政健全化プラン(平成30年度～令和4年度)」では、5か年で約117億円の財源不足が見込まれ、遊休資産の利活用(売却から貸付へ)、投資的経費の低減による維持補修の実施(ビルドからメンテへ)、中核市平均の公債費に関する財政指標の実現によるソフト施策の充実(市民サービスの向上には公債費指標の改善が不可欠)をテーマに財政健全化に取り組むこととしています。
- 高知市財政健全化プランの2年目となる令和元年度決算では、多額の基金を取り崩したことにより、何とか黒字が確保できましたが、今年度当初予算においても財政調整基金から約13億6千万円、減債基金から9億5千万円の繰入れにより収支の均衡を図っている状況から、今後見込まれる補正財源の確保も含め、基金の早期枯渇が想定されることに加え、新型コロナウイルスの感染症の長期化に伴う本市財政への影響が懸念されるため、高知市財政健全化プランに基づく収支改善に向けた取組を一層強化することが必要です。

- ・ 厳しい財政状況から十分な予算措置ができていない市道・河川水路等の生活密着型の公共事業や老朽化が著しい公共施設の修繕とともに、新規事業の開始及び事業の拡充を図るためには、高知市財政健全化プランの収支改善策として示した事務事業の見直しや公共施設・インフラ資産管理の適正化、公債費負担の低減にこれまで以上に取り組む必要があり、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底しなければ、予算編成は大変困難な状況にあります。
- ・ 令和3年度は、このような財政健全化に向けた取組を徹底した上で、SDGsの考え方を踏まえ、住民一人ひとりが共に支え合い、誰一人取り残さない高知市型共生社会の実現に取り組むとともに、新型コロナウイルス対策や高知市総合計画後期基本計画に基づく第1次実施計画に登載された施策を着実に推進することを基本に予算編成を行います。

既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、SDGsの考え方を踏まえ、住民一人ひとりが共に支え合い、誰一人取り残さない高知市型共生社会の実現や新型コロナウイルス対策の推進に向けた予算編成を進めていきます。

- ※1 財政調整基金：不況等による大幅な税収の減や災害等による一時的な支出の増加などに伴う年度間の財源の不均衡を調整するための貯金。
- ※2 減債基金：地方債の償還を行うための貯金。
- ※3 実質収支：その年度の歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額。
- ※4 実質単年度収支：実質収支から前年度の黒字や財政調整基金からの取り崩し額等の要素を控除した決算額。
- ※5 経常収支比率：人件費や扶助費（社会保障等）、公債費（地方債の償還）などの義務的な経常経費に、税や地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表す割合のことで、高いほど財源に余裕がなく、財政構造に弾力性がないことを表すもの。
- ※6 実質公債費比率：一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
- ※7 将来負担比率：地方債の残高をはじめとする一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
- ※8 地方財政対策：総務省が作成する地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画の前提として、地方財源の総額を確保するための対策で、社会経済情勢や国の施策展開に対応し、地方の円滑な財政運営を図るための仕組み。

2 概算要求基準額

(1) 一般会計概算要求基準額

総額 1,496 億円。前年度当初比 20 億円増，伸び率 +1.4%

| (参考) | 概算要求基準 | 予算要求額 | 当初予算額 |
|---------|----------|----------|----------|
| 令和 2 年度 | 1,518 億円 | 1,544 億円 | 1,476 億円 |
| 令和元年度 | 1,525 億円 | 1,538 億円 | 1,480 億円 |

(2) 積算基準

| 区分 | 積算基準 |
|---------|---------------------------------------|
| 歳出消費的経費 | |
| 經常固定経費 | ± 0% |
| 維持補修費 | ± 0% |
| 物件費 | 特殊事情調査による増減を個別に反映した上，シーリング対象経費のみに▲ 5% |
| 補助費 | } 特殊事情調査による増減を個別に反映 |
| 扶助費 | |
| 繰出金 | |
| 人件費・公債費 | 令和 3 年度推計値 |
| 歳出投資的経費 | 特殊事情調査に基づき積算（修繕一括査定等は仮置き） |
| 歳入一般財源 | 令和 2 年度年間見通し等に基づき仮置き |

(3) 部局別概算要求基準額

- ・各部局ごとの概算要求基準額は次表のとおり
- ・課別事業別の積算は別途財政課から通知する。

◎一般会計部局別概算要求基準額

| 区 分 | R02当初予算 | | R03概算要求基準 | | 増 減 | | 伸 び 率 | | |
|------------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|------------|----------|----------|---------|
| | 事業費 | 一財 | 事業費 | 一財 | 事業費 | 一財 | 事業費 | 一財 | |
| 財 務 部 | 22,840,625 | 19,735,102 | 22,638,621 | 21,160,639 | ▲202,004 | +1,425,537 | ▲0.88% | +7.22% | |
| 公債費除く | 5,446,806 | 4,643,922 | 5,519,383 | 4,888,772 | +72,577 | +244,850 | +1.33% | +5.27% | |
| 公債費 | 17,393,819 | 15,091,180 | 17,119,238 | 16,271,867 | ▲274,581 | +1,180,687 | ▲1.58% | +7.82% | |
| 総 務 部 | 2,295,326 | 1,616,715 | 1,988,106 | 1,662,685 | ▲307,220 | +45,970 | ▲13.38% | +2.84% | |
| 防災対策部 | 890,641 | 160,902 | 569,807 | 175,431 | ▲320,834 | +14,529 | ▲36.02% | +9.03% | |
| 市民協働部 | 1,450,291 | 832,267 | 1,591,072 | 829,847 | +140,781 | ▲2,420 | +9.71% | ▲0.29% | |
| 健康福祉部 | 49,340,244 | 23,025,711 | 50,415,181 | 23,575,148 | +1,074,937 | +549,437 | +2.18% | +2.39% | |
| こども未来部 | 22,399,916 | 8,361,742 | 22,460,588 | 8,290,151 | +60,672 | ▲71,591 | +0.27% | ▲0.86% | |
| 商工観光部 | 2,151,042 | 759,898 | 2,014,165 | 792,057 | ▲136,877 | +32,159 | ▲6.36% | +4.23% | |
| 農林水産部 | 2,498,998 | 998,283 | 2,357,475 | 1,051,449 | ▲141,523 | +53,166 | ▲5.66% | +5.33% | |
| 都市建設部 | 7,944,231 | 1,782,284 | 8,703,270 | 1,868,510 | +759,039 | +86,226 | +9.55% | +4.84% | |
| 環境部 | 2,377,646 | 1,072,093 | 2,915,198 | 1,238,059 | +537,552 | +165,966 | +22.61% | +15.48% | |
| 消防局 | 892,507 | 503,825 | 862,027 | 547,078 | ▲30,480 | +43,253 | ▲3.42% | +8.58% | |
| 教育委員会 | 6,995,913 | 5,206,618 | 7,710,258 | 5,404,835 | +714,345 | +198,217 | +10.21% | +3.81% | |
| その他行政委員会等 | 554,075 | 552,556 | 547,773 | 546,396 | ▲6,302 | ▲6,160 | ▲1.14% | ▲1.11% | |
| 職 員 給 与 費 | 23,925,907 | 21,168,976 | 24,096,287 | 21,341,789 | +170,380 | +172,813 | +0.71% | +0.82% | |
| 退職手当 | 1,085,000 | 1,085,000 | 1,113,506 | 1,113,506 | +28,506 | +28,506 | +2.63% | +2.63% | |
| 職員給与費 | 18,865,435 | 17,146,831 | 18,584,624 | 16,921,640 | ▲280,811 | ▲225,191 | ▲1.49% | ▲1.31% | |
| 会計年度任用職員給与費 | 3,975,472 | 2,937,145 | 4,398,157 | 3,306,643 | +422,685 | +369,498 | +10.63% | +12.58% | |
| れんけいこうち広域都市圏関連事業 | 269,608 | 233,066 | 230,172 | 227,108 | ▲39,436 | ▲5,958 | ▲14.63% | ▲2.56% | |
| 公 共 施 設 一 括 修 繕 | 504,321 | 22,946 | 500,000 | 100,000 | ▲4,321 | +77,054 | ▲0.86% | +335.81% | |
| プ ロ ッ ク 掘 改 修 | 224,509 | 3,587 | 0 | 0 | ▲224,509 | ▲3,587 | ▲100.00% | ▲100.00% | |
| 合 計 | 147,555,800 | 86,036,571 | 149,600,000 | 88,811,182 | +2,044,200 | +2,774,611 | +1.39% | +3.22% | |
| | | | 歳入一般財源 | 82,800,488 | | | | | |
| | | | 差引 | ▲6,010,694 | | | | | = 財源不足額 |

- ・ 政策経費予算要求追加指示及び査定の状況等により最終予算規模は増減する。
- ・ 概算要求基準額は、前記積算基準の下、令和2年度当初予算に一定の特殊事情等を加算するなどの調整を行い、要求可能な水準として算定した事業費及び一般財源の想定額（要求額の上限）
- ・ 投資的経費は、令和3年度からの第1次実施計画が未策定のため、特殊事情調査に基づく事業費に80%を乗じた金額を仮置きしており、この範囲内での予算要求は認めるものの、概算要求基準における所要一般財源との比較では、約60億円の財源不足が見込まれていることから、高知市財政健全化プランにおける「単年度収支の健全化」、「投資事業の平準化・先送り」の考え方を踏まえ、同プランで中長期目標として掲げる「実質公債費比率10%未満」、「将来負担比率140%未満」を念頭に、査定により精査する。
- ・ 新規事業は既存事業のスクラップにより財源を確保した上で要求することとし、サンセット方式により原則3年以内の終期設定又は見直し時期の設定を行うこと。
- ・ 特別会計等においては、特に概算要求基準額は示さないが、一般会計に計上される繰出金との関連に留意するとともに、基準外繰出金については見直しを行い、歳出の徹底した削減と歳入確保による収支改善を図ること。
- ・ れんけいこうち広域都市圏関連事業、修繕一括査定分、会計年度任用職員の雇用に伴う経費については、各部局の概算要求基準額とは別枠とする。

3 政策・経常一体要求方式

- 令和3年度においても、部局の主体的な事業選択を反映しつつ、歳入に見合った予算編成とする必要があることから、引き続き、部局別概算要求基準額を設定し、この基準額に基づく政策・経常一体要求方式による予算編成を行う。

4 提出期限等

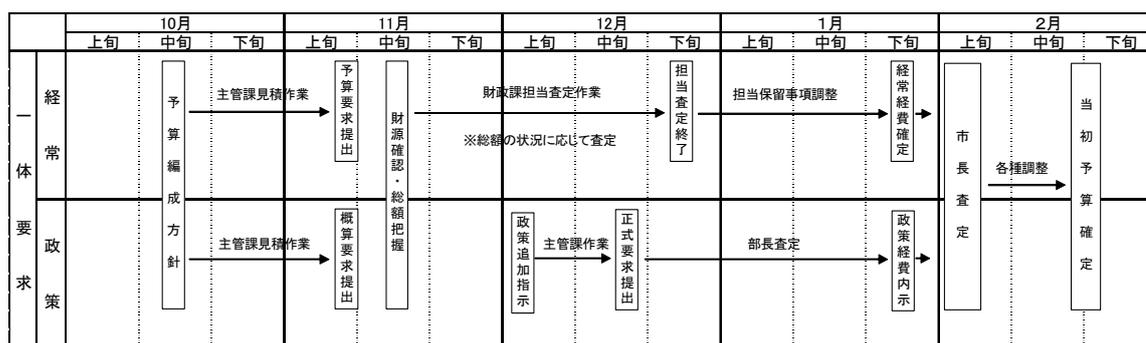
- 各課においては、見積要求基準の範囲内で経常経費及び政策経費（概算）予算を見積もり、部内調整を行った上で、期日までに財政課に提出すること。

財政課提出期限：令和2年11月6日（金）

- 提出された予算要求額は、11月下旬に予算要求の概要として公表する予定であり、提出後の増額は認めない。部局内で十分協議・調整の上、遺漏のないよう留意すること。
- 政策経費については、要求額の集計後、令和3年度地方財政対策の動向を踏まえ、追加指示を行うので、各課はこの追加指示に従い本要求を提出すること。政策経費予算要求追加指示の内容及び政策本要求の日程等は、12月上旬に別途財政課から通知する。

- 予算査定については、従来どおり、経常経費については財政課担当査定、政策経費については部長査定、市長査定を行う。

政策・経常一体要求方式による予算編成フロー



- 各部局の事務負担を軽減する観点から、令和2年度当初予算のうち経常固定経費として確認した予算については、見積書での積算内訳の記載や根拠資料等の添付は不要とし、原則として、経常固定経費と同額を令和3年度当初予算として計上する。
- ただし、何らかの理由により、経常固定経費が大幅に変動することが想定される場合は、必要な調整を行う。
- 経常予算査定においては、密を避けるため、各課から原則2名以内の参加とし、財政課査定室のほか別途会議室を会場として設け、分散してヒアリングを行う予定。

5 その他留意事項

- 見積に当たっては、事務事業の見直しにより、真に行政が担うべき事業であるか、また、本市が負担すべき経費であるかなどの検証を行い、事業自体の廃止等も含めて検討すること。
- 要求基準額の範囲内の予算要求であっても、現時点において約60億円もの財源不足が見込まれていることから、地方財政対策等による一般財源の動向を踏まえて査定による減額を行う。
- 別途財政課から配付する課別事業別の積算内訳は、部局別概算要求基準額を算出するためのものであり、見積に当たっては、積算に示した金額にとらわれることはないが課内及び部局内調整により要求基準額の範囲内で要求すること。
- 特定財源100%充当事業などで、部局の概算要求基準額を超える要求額となる場合は、提出期限前までに財政課と協議すること。
- 今回の概算要求基準額は、特殊事情を考慮して加算等の調整を行い要求の上限額として設定したものであるため、概算要求基準額を超える見積書で事前協議により止むを得ないと判断されたもの以外は受け付けない。
- 会計年度任用職員の雇用に伴う経費については、職種や業務内容に応じた適正な人員配置（フルタイム・パートタイム等）を整理した上で、見積を行うこと。